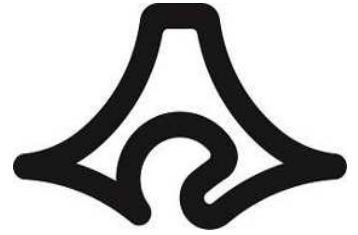


提供日 2024/6/12
タイトル 静岡市葵区杉尾・日向地区における不適切盛土の対応
(杉尾地区における土砂搬出開始)
担当 交通基盤部 静岡土木事務所
連絡先 維持管理課 TEL 054-286-9317



静岡市葵区杉尾・日向地区における不適切盛土の対応
(杉尾地区における土砂搬出開始)

1 要旨

静岡市葵区杉尾の砂防指定地内において、静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の知事の許可を得ず盛土が行われた箇所で、行政代執行法に基づき静岡県が工事に着手している。不安定になっている盛土を搬出する作業を令和6年6月12日から開始する。

2 工事の内容

杉尾地区の東側で不安定となっている約20,000m³の盛土について、静岡市と連携し、清水港貝島地区へ約10,000m³、市内の民間中間処理場へ約10,000m³搬出する。なお、搬出する土砂は、土壤汚染対策法や静岡県盛土等の規制に関する条例に基づく土壤調査基準を満たしている。(搬出数量は、変更する場合がある。)

3 土砂搬出作業の期間

令和6年6月12日から令和7年3月下旬

4 その他

日向地区については、静岡県砂防指定地管理条例及び森林法に違反しているため、森林法を所管する静岡市と連携した行政代執行に向けて、市と代執行の時期や費用負担を調整している。

また、盛土内の土壤調査や詳細設計を進めている。